

平成27年(家)第10000号

審 判

本 籍 千葉県松戸市松戸1番地1

住 所 千葉県松戸市松戸1番地の1

申 立 人 甲 野 太 郎

本 籍 千葉県松戸市新松戸一丁目1番地

本 籍 千葉県松戸市新松戸一丁目1番地

被 相 続 人 乙 野 二 郎

昭和5年10月10日生

平成27年1月10日死亡

上記申立人からの相続財産管理人選任申立事件について、当裁判所はその申立てを相当と認め、民法952条により次のとおり審判する。

主 文

1 被相続人乙野二郎の相続財産管理人として

事務所 千葉県松戸市松戸1176番地の2

司法書士 高 島 一 寛

を選任する。

2 手続費用は申立人の負担とする。

平成27年9月1日

千葉家庭裁判所松戸支部

裁判官 法 務 一 郎

これは謄本である

平成27年9月2日

千葉家庭裁判所松戸支部

裁判所書記官 流 山 花 子

